

はなごころ 会員制カウンセリングサービス利用約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

はなごころ 代表 玉川華世（以下「当方」といいます。）は、当方が提供する会員制カウンセリングサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して、以下の通り契約約款（以下「本約款」といいます。）を定めます。

第2条（用語の意味）

本約款における次の用語は、次の通りとします。

(1) 契約者

当方と本サービスの提供を受ける為の契約を締結している個人

(2) カウンセリング

相談者のもつ悩みや不安などの心理的問題につき対面、電話またはIP電話(インターネットによる音声通話が可能なソフトウェア含む)を使用して話し合い、解決のために 援助・助言を与えること

(3)月会費

本サービスを利用するために、契約者が当方に支払う月会費

第3条（約款の変更）

当方は、契約者の承諾を得ることなく、本約款を変更することがあります。この場合、提供条件は変更後の約款によるものとします。

第2章 本サービスの提供内容

第4条（本サービスの提供内容）

当方が提供する本サービスの種類及び内容は、以下の通りとします。

(1)電話カウンセリング

電話またはIP電話を利用し、利用期間内、別表1に定める追加カウンセリング料金にて利用可能。

(2)対面カウンセリング

対面にて、利用期間内、別表1に定める追加カウンセリング料金にて利用可能。

第3章 契約

第5条（契約の申し込み）

本サービスの利用契約の申し込みは、当方の提供するWebサイト上の利用申し込みフォーム（以下、「契約申込書」といいます。）に必要な事項を入力し、当方に提出して行うものとします。

第6条（申し込みの承諾）

前条に定める申し込みがあったときは、当方は申し込み者に対し、契約の承諾につきE-mailにより通知します。

2 本サービスの利用契約は、当方が申し込み者より別途定める月会費の全額の入金を確認したときに有効に成立し、申し込み者は本約款に従い、利用者たる地位を取得するものとします。

第7条（申し込みの拒絶）

当方は、申し込み者において、次の各号に該当する場合、本サービスの利用の申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したとき
- (2) 本約款又は法律に違反する恐れがあると当方が判断したとき
- (3) 公序良俗に反する行為を為す恐れがあると当方が判断したとき
- (4) 当該申し込みに係る契約上の債務の支払いを怠ると当方が判断したとき
- (5) 当方及び本サービスの信用を毀損する恐れがあると当方が判断したとき
- (6) その他前各号に準じ、適当ではないと当方が判断したとき

第8条（利用開始日）

当方は契約者に対し、本サービスの利用開始日を書面又はE-mailにて通知するものとします。

第9条（契約期間）

本サービスの利用期間は、前条に定める利用開始日を起算日として1ヶ月間とします。

2 契約者が前項に定める利用期間内に契約の解約を希望する場合、当方指定の期日までに当方までご連絡ください。なお、既にお支払い済みの月会費については、返金しないものとします。ただし、実施前の追加カウンセリング料金は、別表1に定める事務手数料をひいて、残額を返金します。

第10条（権利の譲渡制限）

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡又は貸与することができません。

第4章 契約者の義務

第11条（インターネット回線）

契約者は、本サービスの利用に際し必要となるインターネット回線につき、自己の責任において電気通信事業者と契約し、用意するものとします。

第5章 本サービス提供の停止、中止及び廃止

第12条（本サービス提供の停止）

当方は、契約者において、次の各号に該当する場合、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本サービスの月会費および追加カウンセリング料金の支払いを怠り、または怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 本サービスの利用に係る契約内容に虚偽があったことが判明したとき
- (3) 本約款や法律に違反したことが判明したとき
- (4) 公序良俗に反する態様にて本サービスを利用したとき
- (5) 本サービスや当方の信用を毀損すると当方が判断したとき
- (6) その他利用停止が適当であると当方が判断したとき

2 当方が前項により本サービスの提供を停止するときは、契約者に対し、あらかじめその旨、理由及び期間を通知します。ただし、緊急時等やむを得ないと当方が判断した場合はこの限りではありません。

3 当方は、本条に定める本サービスの停止によって契約者に生じた一切の損害につき、損害賠償責任を負わないものとします。

第13条（本サービス提供の中止）

当方は、次の各号の場合、本サービスの提供を一時的に中止することがあります。

- (1) 本サービスの運営上やむを得ないとき

2 本サービスの提供を中止するときは、当方は、契約者に対し、あらかじめその旨、理由及び期間を通知します。ただし、緊急時等やむを得ないと当方が判断した場合はこの限りではありません。

3 当方は、本条に定める本サービスの中止をした場合、該当利用期間の月会費を、別表1に定める事務手数料をひいて、返金します。ただし、当方の責任は、支払い済みの該当利用期間の月会費の返金に限られるものとし、本サービスの中止によって契約者に生じた一切の損害につき、損害賠償責任を負わないものとします。

第14条（本サービス提供の廃止）

当方は、都合により本サービスの一部ないしは全部を廃止することがあります。

2 本条第1項に定める本サービスの廃止があったときは、本サービスの廃止日に本サービスの利用契約が解除されたものとします。

第6章 契約の解除

第15条（契約者による契約の解約）

契約者が、本サービスの解約を希望する場合、利用期間終了の1週間前（ただし、当該日が当方休業日の場合、その前日の営業日）までに、当方が指定する契約解約申込書に必要事項を記入し、当社に提出して行うものとします。

2 前項の契約解約申込書の提出につき、当方が認める場合、FAX又はE-mailによる申し込みに替えることができるものとします。

第16条（当方による契約の解除）

当方は、契約者において、次の各号に該当する場合、本サービスの利用契約を解除することがあります。

(1) 第12条（本サービス提供の停止）により本サービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止日から1カ月以内に、当該停止の原因となった事由を解消しないとき

(2) 更新期間内に、翌月会費の入金が確認できないとき

2 当方は、前項の規定により本サービスを解除する場合、契約者に対し、あらかじめ、その旨、解除理由及び契約解除日を通知するものとします。

3 契約者は、本条に基づく本サービス契約が解除された場合、当方に対して負っている債務の一切につき期限の利益を失い、直ちに全ての債務の弁済を行うものとします。

第7章 料金

第17条（料金の適用）

本サービスの各種利用料金は、別紙1の料金表に定めるところによります。

第18条（料金の支払方法適用）

契約者は、本サービスの各種利用料金として前条に定める利用料を支払うものとします。

2 契約者は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税等相当額を当方が指定する期日までに、当方指定の方法によりお支払いいただくものとします。

3 前項に係る振込み手数料その他支払いに要する費用は、契約者が負担するものとします。

4 当方は、本条にかかる請求書及び領収書を発行いたしません。金融機関への振込依頼書・払込受領書または契約者の契約するクレジットカード会社が発行するご利用明細書をもって領収書に代えさせていただきます。

5 当方は、契約者より当方が指定する期日経過後も本サービス利用料金を支払われない場合、本サービスの利用を停止できるものとします。

6 前項に係る本サービス利用の停止により、契約者に生じた損害について、当方は一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第19条（遅延利息）

当方が指定する期日経過後も本サービス利用料金を支払わない場合、契約者は、支払い期日の翌日から支払日の前日までの期間について年14.5%の割合で算出した額を遅延利息として当方が指定する期日までに支払うものとします。

第8章 免責・損害賠償等

第20条（免責）

契約者が本サービスに利用することにより、第三者との間に生じた損害賠償請求などの紛争等につき、当方は一切の賠償責任を負わないものとします。

2 契約者が本サービスを利用し、第三者に対して提供する本サービス内容については、契約者が一切の責任を負うものとし、当該本サービス内容に起因して生じる損害賠償請求等について、当方は一切の賠償責任を負わないものとします。

3 前2項の他、天変地異、戦争、内乱、法令の制定若しくは改正、廃止等、当方の責に帰さない事由により生じた損害について、当方は一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第21条（損害賠償）

契約者は、本約款に違反し、本サービス又は当方に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。

第9章 雑則

第22条（秘密保持）

当方は、本サービスの提供に際し知りえた契約者に関する業務上の機密を第三者に漏洩しないものとします。

第23条（特約との関係）

当方と契約者の間において、別途、特約約款として規定がある場合、当該特約約款の規定が本約款に優先して適用されるものとします。

第24条（協議）

当方と契約者は、本約款に定めない事項については、相互に、誠意をもって協議し、解決するものとします。

第25条（合意管轄裁判所）

当方と契約者は、本約款に関し紛議が生じたときは、当方の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第26条（準拠法）

本約款は、日本国法に従って解釈され、日本国法に準拠するものとします。

第27条（付則）

本約款は、平成26年11月1日より施行するものとするものとします。

（実施履歴）

2014年10月31日 制定

別表1 料金表

【月会費】

13,000円

【事務手数料】

1,000円

【追加カウンセリング料金】

回数	種別	単位	金額（消費税込）
利用期間内、2回まで	電話カウンセリング	1回（2時間）	0円
	対面カウンセリング	1回（2時間）	4,000円
利用期間内、3回目以降	電話カウンセリング	1回（2時間）	5,000円
	対面カウンセリング	1回（2時間）	9,000円